法科大学院对応状況報告書

金沢大学大学院法学研究科法務専攻 評価実施年度: 令和4年度

対象となる基準	基準1-2, 1-3, 2-5
□改善を要する点	○ 法科大学院の専任教員の採用基準が明確に規定されていな
☑改善が望ましい点	いこともあって、人的リソースの配分に当たり、法学分野の固
	有の業績評価基準等について法科大学院の設置者から配慮され
	ず,一部の法律基本科目を担当する専任の教員の補充がなされ
	ていない。
対応状況	人間社会研究域法学系と共同で詳細な採用基準を策定し,当該
	採用基準に基づき法務専攻において採用候補者の選定を行っ
	た。その後全学の会議等で審議を行った結果、欠員となってい
	た行政法担当と商法担当の教員の採用が認められ、令和5年4
	月に着任した。
根拠資料・データ	・2-5-1-16_法学系における昇任・採用基準に関する申合せ(非
	公表)
	・1-2-1-05_(行政法)第 51 回法務専攻会議議事概要
	(2022. 10. 04_行政法採用・非公表)
	・1-2-1-07_ (商法) 第 57 回法務専攻会議議事概要
	(2023. 01. 10_商法採用・非公表)

対象となる基準	基準1-3
☑改善を要する点	○ 法令により公表が求められている事項のうち,一部の兼担
□改善が望ましい点	教員の学位や業績について、公表されていない。
対応状況	令和5年2月までに公表を完了した。また、令和5年度の新
	規の教員についても公表を完了している。
根拠資料・データ	法科大学院ウェブサイト
	https://knzwls.w3.kanazawa-u.ac.jp/houmu/staff/index.html

対象となる基準	基準3-3
☑改善を要する点	○ 単位互換協定により単位互換する授業科目に関する規程が
□改善が望ましい点	適切に整備されていない。特に,環境法について「環境法」(2
	単位)を開設しているものの、他大学との単位互換協定により
	「環境法」(2単位)が提供されることに伴い,当該授業科目を

	不開講としており、自大学の開設科目と単位互換協定を前提と
	する履修とが適切に整理されていない。また、単位互換協定に
	より司法試験の選択科目についてオンデマンド型の授業の提供
	を受ける場合に,教育効果の同等性が十分に担保されているこ
	とが確認されていない。
対応状況	前段については,本学の「環境法」を大学院法学研究科規程
	別表第2及び大学院法学研究科法務専攻教務関係細則別表から
	削除した。併せて,用語上の問題点を指摘されていた4大学連
	携関係の科目における「連携科目」という名称を「単位互換科
	目」へと変更した。
	後段については、単位互換協定を締結している4大学で協議
	し、司法試験の選択科目について、論述能力の涵養の方策(授
	業期間中のレポート課題、起案の実施など), 学生同士の意見交
	換等の方策(従来どおり、オンライン上に掲示板、チャットル
	ームなどを設定), 学生と教員の質疑対応等の方策(従来どお
	り、電子メールやオンライン会議ツールを使用),演習形式授業
	について対面・同時双方向と同効果を有する方策 (2単位につ
	き2回程度、同時双方向の授業の回を設けるなど)の4つの観
	点で、対面・同時双方向授業との同等性が十分に担保すること
	を確認した。
根拠資料・データ	・3-3-A-01_第 55 回法務専攻会議議事概要(2022. 12. 06_「環境
	法」削除等・非公表)
	・3-3-A-02_第 31 回法学研究科会議議事概要(2022. 12. 20_「環
	境法」削除等・非公表)
	・3-3-A-03_法学研究科規程別表第 2
	・3-3-A-04_法務専攻教務関係細則別表
	・3-3-A-05_令和 5 年度 4 大学連携教育計画(2023 年 05 月 21
	日時点・非公表)

(注)

- 1. 機構で受けた法科大学院認証評価において、「改善を要する点」として指摘された事項の対応状況 は必ず記載してください。また、「改善が望ましい点」についても改善に努め、対応状況を可能な限 り報告してください。
- 2. 「改善を要する点」及び「改善が望ましい点」には、いずれかに☑し、評価結果報告書に記載された内容をそのまま転記してください。
- 3.「対応状況」には、改善のために実施した取組の内容及び改善された状況を、具体的に記述してください。
- 4. 根拠資料・データを別添として添付し、「根拠資料・データ」に資料番号及び資料の名称を記載してください。公表に適さない資料については、(非公表)と追記して下さい。

- 5. 根拠資料・データは、改善状況を評価結果に付記する際に併せて公表しますので、資料番号については、評価を受けた際に提出した自己評価書の根拠資料・データと重複しないよう、自己評価書の資料番号以降の連番としてください。
- 6. 評価を受けた年度の翌年度を一年度目として起算した場合の三年度目の6月30日までに改善していると判断していない事項については、対応状況欄にその旨を記載し、根拠資料・データとして、これまでの検討状況及び今後の予定等がわかる資料を添付してください。